

鎌ヶ谷市 事務事業評価表（簡易評価表）

NO	会計	款	項目	施策	事務事業名	担当課	主要 施策 対象	うち多 額の 経費 対象	①事務事業の概要 ②課題	28年度決 算額[千 円]	29年度決 算額[千 円]	総合評価	①評価の理由 ②平成30年度に取組む改革・改善内容	30年度予 算額[千 円]
1	一般	8	4	1	314鎌ヶ谷市の魅力あふれるまち並みづくり	都市計画課			①市の都市計画について適正な誘導と計画に沿ったまちづくりを実現するため、都市計画に関する様々な事項を審議会に諮る。また、法令に基づく許可、届出業務を実施し、用途地域等の都市計画情報を提供する。 ②現在の生産緑地地区決定30年経過に伴う新制度導入（H34）に向けて取り組む。新京成連続立体交差事業の完了に伴い都市計画基本図（白図）の修正を行う必要がある。	4,284	1,547	6精査・検証	①住民が都市の将来像と具体の都市計画を常に確認、理解する必要があり、都市計画における情報開示を促進するには必要不可欠であるため。 ②生産緑地地区の土地所有者へ確実な情報周知や意向確認を行う。 市ホームページで公表している都市計画図等の周知を行いコストの縮減を図る。また、市民サービス向上のための用途地域詳細図の印刷販売を検討する。	1,613
2	一般	8	4	1	314鎌ヶ谷市の魅力あふれるまち並みづくり	都市計画課			①鎌ヶ谷市景観条例に基づき、重点地区の届出制度及び景観審議会、景観アドバイザーなどの専門家意見の活用、市民と事業者等の理解と協力によって、望ましい景観の確保と誘導を図るもの。 ②良好な都市景観の形成を図るため、地区の特性に合わせた景観形成内容の周知や現状の把握に取り組む必要がある。	51	34	6精査・検証	①景観行政を進めていく上で第三者的な立場の専門家意見を活用するため景観審議会及び景観アドバイザーは必要不可欠である。 ②景観届出内容について、現状を景観審議会に報告し検証を行う。また、市と事業者が行っている届出事務の円滑化を検討する。	77